

浦野家通信



〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第60号
発行人：所員一同

料金別納
郵便

おすすめの1冊 『マスカレード・ホテル』 東野圭吾

都内で起きた不可解な連続殺人事件。容疑者もターゲットも不明。残された暗号から判明したのは、次の犯行場所が一流ホテル・コルテシア東京ということのみ。若き刑事・新田浩介は、ホテルマンに化けて潜入捜査に就くことを命じられる。彼を教育するのは、女性フロントクラークの山岸尚美。次から次へと怪しげな客たちが訪れる中、二人は真相に辿り着けるのか!? 大人気シリーズ第1弾

2019年に実写映画化され続編となる映画はシリーズの3作目の『マスカレード・ナイト』が今月から上映となります。映画もおすすめです!



浦野会計事務所では「**チャットワーク**」を導入しています。チャット形式なので過去のやり取りが見やすく「**Zoom**」にも対応しており今後の非対面の打合せが増えた際にも役立つと考えております。

- iPhone/iPadアプリは [iTunes](#) ページからダウンロードできます。
- Androidアプリは [Google play](#) ページからダウンロードできます。

携帯でアプリをダウンロードしていただくと通知がきたりLINEと同じように写真なども送ることができ便利です。ご検討お願いいたします!

(個別にもご提案させていただきます)

まだまだ暑い日が続きますがいかがお過ごしでしょうか。緊急事態宣言も延長となりなかなか終わりが見えませんがワクチン接種等が進み一日でも早い終息が来るといいですね。季節の変わり目でもありますのでくれぐれもご健康にはご注意ください。

9月の予定

10日(金)

- 8月分源泉所得税

住民税の特別徴収税額の納付

30日(木)

- 7月決算法人の確定申告と納税
- 1月決算法人の中間申告と納税
- 1月、4月、10月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告と納税
- 8月分社会保険料納付

インボイス（適格請求書）制度の 登録申請書の受付が始まります。

インボイス制度とは、消費税の計算上で仕入税額の控除を行う要件として適格請求書発行事業者が交付する適格請求書（インボイス）等の保存を要件とする制度です。

そのため売手である事業者は、買手である事業者から適格請求書の発行を求められた場合には適格請求書を交付しなければなりません。

この制度は令和5年10月1日から導入されます。インボイスを発行できるのは、登録申請した適格請求書発行事業者に限られ適格請求書発行事業者になるためには登録申請が必要となります。

その登録申請が、令和3年10月1日から開始されます。本制度導入の令和5年10月1日から適用を受けるためには令和3年10月1日から令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。

また、適格請求書発行事業者になるためには課税事業者でなくてはならないため、免税事業者である事業者の方は課税事業者を選択する届出書の提出も必要になってくる場合があります。



月次支援金の対象が9月まで延長されました。

中小法人や個人事業者について4月以降に実施された「緊急事態宣言」や「まんえん防止等重点措置」による飲食店の休業・時短営業等又は外出自粛等の影響を受けた事業者に対して一定の要件のもと支給される支援金である月次支援金の対象となる月に9月も含まれることとなりました。

詳細な要件につきましては割愛させていただきますが、各月の申請期限は、以下の通りとなります。前号も書かせていただきましたが、申請には登録機関の事前確認が必要となります。事前確認のスケジュールも考えた上で申請を行う必要がありますのでご注意ください。

【申請期限】

- ① 6月分の申請・・・2021年7月1日～8月31日（8月26日）
 - ② 7月分の申請・・・2021年8月1日～9月30日（9月27日）
 - ③ 8月分の申請・・・2021年9月1日～10月31日（10月26日）
 - ④ 9月分の申請・・・2021年10月1日～11月30日（11月25日）
- （）内の日付は、登録機関による事前確認についての受付期限となります。

当事務所も事前確認の登録機関となっておりますので
申請をお考えの場合には、お気軽にご相談ください。

